

## 二宮町子ども会育成会連絡協議会規約

〔名称〕

第1条 本会は、二宮町子ども会育成会連絡協議会と称する。

〔目的〕

第2条 本会は、子ども会育成会活動の協力と援助をすると共に、会員相互の親睦研修によって子どもの教育に理解を深めることを目的とする。

〔組織〕

第3条 本会は、役員及び二宮町内の単位子ども会育成会の代表をもって組織する。

〔事業〕

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 子ども会相互の連絡調整及び情報交換
- (2) 子ども会の充実発展に必要な研修、講習会等の開催
- (3) 関係機関並びに諸団体との連携
- (4) その他必要と認める事業

〔役員〕

第5条 本会は、次の役員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 会長   | 1名   |
| (2) 副会長  | 3名   |
| (3) 書記   | 2名以上 |
| (4) 会計   | 2名以上 |
| (5) 監査委員 | 2名   |
| (6) 顧問   | 若干名  |
| (7) 専門委員 | 若干名  |

〔役員を選出〕

第6条 本会の役員（会長、副会長、書記、会計は以下「本部役員」という。）は、単位子ども会育成会代表の互選により構成される推薦委員会により選出し、連絡協議会をもって承認する。

- 2 本部役員の数人は、8名以上10名以下とする。
- 3 監査委員は、単位子ども会育成会代表において互選とする。

〔役員任期〕

第7条 本会の本部役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

〔顧問及び専門委員〕

第8条 本会の顧問及び専門委員は、会長が任命する。

- (1) 顧問は永年子ども会の育成に関与し、その指導と活動により、本会の事業並びに組織運営の健全育成を図るものとする。
- (2) 専門委員は、本部役員を退任した者があたり、本会の事業運営等について助言・協力するものとする。

〔会議〕

第9条 本会の会議は、連絡協議会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 本会の事業運営にあたって、運営委員会を設けることができる。

〔会計〕

第10条 本会の経費は、会費及び補助金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会費は、均等割と会員数割により、額は連絡協議会によって定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔事務局〕

第11条 本会は、事務局を会長宅に置く。

〔細則〕

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項は連絡協議会の議決により定める。

付則

- (1) 本会の規約は、昭和47年4月1日をもって実施する。
- (2) 本会の規約は、昭和52年4月1日をもって実施する。
- (3) 本会の規約は、昭和55年4月1日をもって実施する。
- (4) 本会の規約は、昭和56年4月1日をもって実施する。
- (5) 本会の規約は、昭和57年4月1日をもって実施する。
- (6) 本会の規約は、昭和59年4月1日をもって実施する。
- (7) 本会の規約は、昭和62年4月1日をもって実施する。
- (8) 本会の規約は、昭和63年4月1日をもって実施する。
- (9) 本会の規約は、平成6年4月1日をもって実施する。
- (10) 本会の規約は、平成7年10月14日をもって実施する。
- (11) 本会の規約は、平成10年4月4日をもって実施する。
- (12) 本会の規約は、平成12年11月3日をもって実施する。
- (13) 本会の規約は、平成20年4月1日をもって実施する。
- (14) 本会の規約は、平成22年4月1日をもって実施する。